

# CONTENTS

## 文化庁月報

1994 **7** No.310

### 特集●選定保存技術の保存と伝承

#### 文化財の保存技術の保護

##### ■選定保存技術の現状と課題

##### 蒔絵筆製作

##### 手漉和紙用具製作

##### からむし(苧麻)生産・苧引き

##### 琉球藍製造

##### 選定保存技術保持者・保存団体一覧

伝統文化課 4

原田三壽 7

宮崎謙一 10

尾形秀重 13

大城 學 17

19

#### 都道府県のページ

##### ご存じですか? こんな文化財⑩

善光寺本堂、尖石石器時代遺跡 20

一度は行きたい博物館・美術館⑮

日本民家集落博物館 23

#### 法人紹介～文化に息吹を～

人類の智慧を見直し、新世紀へと伝える

(財)日本文化藝術財団 26

#### ACA[Agency for Cultural Affairs]NEWS

- ・文化庁の組織改正について .....29
- ・文化政策推進会議が報告 .....30
- ・京都国立博物館「土曜講座」千回記念講座開講 .....31
- ・第50回日本芸術院授賞式を挙行 .....32
- ・史跡名勝天然記念物の新指定 .....33
- ・選定保存技術の新規選定・認定及び追加認定 .....36
- ・平成6年度 こども・青少年芸術劇場  
公演日程決まる .....41
- ・平成6年度 移動芸術祭・同巡回公演  
秋季公演日程決まる .....43

- 著作権法利用講座⑮ .....28
- 芸術文化振興基金ニュース .....46
- 今月の国立劇場 .....47
- 編集後記 .....48



「生命の河ーWind」

北郷 悟／作（平成4年度文化庁買上作品）  
きたこう・さとる／昭和28年福島県生まれ。  
54年新制作品展新作家賞、みちのくの造形展など受賞、出品多数。62年、東京・銀座での個展をはじめ、以後も数多く開催。現在は新制  
作協会会員、新潟大学教育学部助教授。

# 文化財の保存技術の保護

## 「選定保存技術」について

去る六月二十九日、六月二十七日の官報告示をうけて、重要無形文化財・選定保存技術保持者の認定書交付式が行われました。

今回認定を受けたのは、重要無形文化財関係の十氏と、選定保存技術関係では、「漆工品修理」の北村謙一（北村昭彦）（五十六歳）、「表具用手漉和紙（補修紙）製作」の井上穆夫（五十一歳）、「屋根瓦葺（全瓦葺）」の山本清一（六十一歳）、「建造物模型製作」の和田安弘（六十一歳）、「研炭製造」の東浅太郎（七十二歳）、「組踊道具製作」の島袋光史（七十三歳）、「建造物彩色」の吉原昭夫（吉原北幸）（六十六歳）の七氏（各々の詳しい紹介は本誌36頁参照。式では、赤松良子文部大臣（当時）から一人一人に認定書が手渡されました。

ところで、いわゆる「人間国宝」として注目を集めることの多い重要無形文化財保持者にくらべて、選定保存技術保持者は地味な存在であり、「選定保存技術」の言葉自体、一般

にはまだまだなじみの薄いもののように思われます。本誌ではこれまでにも「選定保存技術」関連のテーマを取り上げてきましたが（「特集 文化財保存技術の保存と伝承」No.二九一、平成四年十二月号）、理解をより深めていただくために、工芸技術関係を中心に、改めて本号で特集を組み、紹介することになりました。

現行の『文化財保護法』では、「文化財」を①有形文化財（建造物、絵画、彫刻、工芸品、考古資料、歴史資料など）、②無形文化財（演劇、音楽、工芸技術など）、③民俗文化財（衣服、器具、家屋その他の物件（有形）、風俗慣習、民俗芸能（無形））、④記念物（遺跡、名勝など）、⑤伝統的建造物群、の五種類に分類していますが、「選定保存技術」は、これら「文化財」の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるもの」と定義しています（『文化財保護法』）

## 特集

# 選定保存技術の保存と伝承

第八十三条の七から十二まで。

つまり、この制度は、有形文化財等関係では、「有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち修理、復旧、復元、模写、模造等に係るもの」及びその「表現に欠くことのできない材料の生産、製造等又は用具の製作、修理等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるもの」、無形文化財等関係では、「無形文化財又は無形の民俗文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち芸能、芸能の技法若しくは工芸技術又は民俗芸能の表現に欠くことのできない用具の製作、修理等又は材料の生産、製造等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるもの」を選定し、「選定保存技術に選定される技術又は技能を正しく体得し、かつ、これに精通している者」を保持者に、また、「選定保存技術に選定される技術又は技能を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で当該技術又は技能の保存に相当と認められる事業を行うもの」を保存団体に認定するとともに、技術の保存・向上、技術者の確保のための後継者養成、技術記録作成を

行おうとするものです。

これは、重要無形文化財の指定・認定制度とよく似ていますが、異なる点は、無形文化財では、文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの」という観点から指定・認定が行われるのに対し、選定保存技術は、「文化財の保存のために欠くことのできないもので保存の措置を講ずる必要があるもの」という観点で選定・認定されていることです。

また、個人の保持者の認定についてはともに同じような観点から認定されますが、重要無形文化財の保持団体の場合は、その技の保持者が主たる構成員の団体としているのに対し、選定保存技術の保存団体は、その技術・技能を保存することを主たる目的とする団体で、技術・技能の保存に相当と認められる事業を行うものとし、必ずしも技術・技能の保持者の集団と限定していません。

無形文化財関係（工芸技術）の漆芸に関係する分野で具体的にみてみることにしましょう。

漆芸は、改めて申すまでもなく、我が国の

代表的な伝統的工芸技術で、世界的にも知られるところとなっています。現在、漆芸では重要無形文化財として「時絵」「蒔繪」「彫漆」「髹漆」「輪島塗」が指定され、それぞれ重要無形文化財保持者もしくは保持団体が認定されて、その保存と伝承が図られています。しかしながら、我が国の漆芸を支えているのはこれら重要無形文化財を保持する人々だけではないことは言うまでもありません。それには、その技を体現するためにその制作工程で使用する優れた用具——刷毛や筆等の製作用具や良質の漆などの原材料が不可欠なのです。むしろ、これらがなければ漆芸の保存・伝承など立ちゆかなくなると言っても過言ではないかもしれません。例えば、漆芸で用いられる漆が、日本産は全体のわずかパーセントで、そのほとんどを中国や台湾、東南アジアの国々からの輸入に依存していることをご存知でしょうか。日本産漆は、外国産漆にくらべ、透明度、被覆力、接着力等において優れ、古文化財の保存修理や高度の漆芸作品の制作には欠くことのできない貴重な原材料となっているのです。

これまで、保持者の死亡により選定・認

定が解除されたものも含めて、漆芸に関連する選定保存技術・保持者・保存団体を挙げる次のようになります。

「日本産漆生産・精製」(日本文化財漆協会)

「漆濾紙」(吉野紙) 製作「昆布一夫」

「蒔絵筆製作」(村田九郎兵衛)

「漆掻き用具製作」(中畑長次郎)

「漆刷毛製作」(泉鎮吉)

「研炭製造」(東浅太郎)

「日本産漆生産・精製」は「無形文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術のうち工芸技術の表現に欠くことのできない材料の生産、製造等の技術で保存の措置を講ずる必要があるもの」として、また、「漆濾紙(吉野紙)製作」、「蒔絵筆製作」、「漆掻き用具製作」、「漆刷毛製作」、漆芸の研磨用具としての「研炭製造」は「工芸技術の表現に欠くことのできない用具の製作の技術で保存の措置を講ずる必要があるもの」として選定されました。そして、「文化財修理や漆芸作品の制作に用いる日本産漆(文化財漆と称する)の生産を確保することを目的として設立」された日本文化財漆協会は、「選定保存技術に選定される技術又は技能を保存することを主たる目

的とする団体(財団を含む。)で当該技術又は技能の保存上適当と認められる事業を行うもの」として保存団体に、また、昆布、村田、中畑、泉、東氏は、その「技術又は技能を正しく体得し、かつ、これに精通している者」として保持者に各々認定されているのです。しかしながら、これらの選定保存技術そして保持者の大半は、従来重要無形文化財保持者等の一部の人々からは重視されてはいなかったものの、一般にはほとんどかえりみられることなく見過ごされてきたのです。

「文化財の保存技術の保護」——「選定保存技術」の制度が設けられたのは、昭和五十年に『文化財保護法』が大幅に改正された時でした。

明治時代に始まった我が国の文化財保護の歴史の中で、昭和二十五年に制定された『文化財保護法』に「有形文化財」に対する「無形文化財」が取り入れられたことは、画期的なこととされていますが、この昭和五十年の改正で、「文化財の保存技術」が盛り込まれたことも大きな意味を持つものと評価されています。これによって制度的に選定保存技術の

保存と伝承のための足掛かりがつけられたといえます。

第二次世界大戦から今日までの短い歴史の中においてさえも、昭和三十、四十年代の高度経済成長によって、社会的、経済的環境、さらに自然環境までが、急激に大きく変化しました。そうした中で、建造物や絵画、彫刻などの美術工芸品等の修復をする技術者や工芸技術の用具製作の技術者等の減少や高齢化を生み、また、檜皮葺に使う檜皮や漆芸に使用する漆などの資材・原材料を確保することが困難になってくるなど、文化財保存そのものに大きな支障をきたすおそれがある状況になっていたのです。

それから随時選定・認定が行われて、二十年が経とうとしています。この間、文化財の保存修復の国際協力がクローズアップされる一方で、技術の伝承者の減少や高齢化、原料の確保の困難さの度合いが、深刻化しているものもあるように思われますが、十分な調査、研究を踏まえての選定保存技術の選定・認定の充実が急がれていると言えましよう。

(伝統文化課文化財調査官 佐々木正直)

## 蒔絵筆製作

### 選定保存技術の現状と課題

# 材料の確保へ 早急な対応を



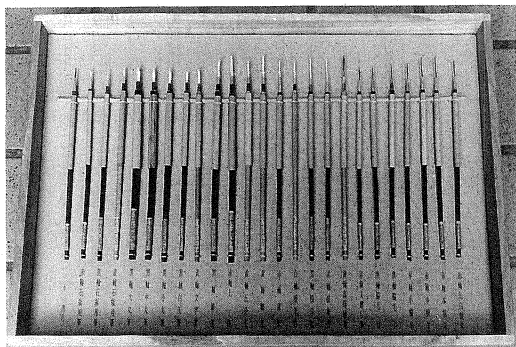
京都府教育庁指導部  
文化財保護課技師  
原田三壽

のくり返しを経て、穂先を揃え、最後に編み糸で堅く括って穂先の部分は仕上がる。蒔絵筆はこうした飽くことのない厳しい毛の選別の結果で上ががるが、何よりも「さき目」と呼ぶ毛の選別が至難であり、それが筆の良否を決定する。

村田九郎兵衛氏は、大正四年(一九一五)生れ、十八歳から先代について蒔絵筆の製作を始めた。村田家は元禄期にはすでに蒔絵筆の製作に従事しており、伝承者はその八代目で、当主は代々九郎兵衛を名乗る。仕事を始

めてすぐに徴兵されたためしばらくの中断があったが、昭和二十一年から再び製作を開始した。再開に当たっては、よりよい筆を製作するため、作っては蒔絵師のところへ持参し使用してもらい、感想を聞いては試行錯誤をくり返したという。

蒔絵筆の製作技術の修得には長い年月を必要とする。こうしたことも関連して、その製作を続ける人は少なく、全国でも京都、大阪を中心にわずか三軒ほどがその製作に当たる



各種の蒔絵筆



製作中の穂先と用具

その間、伝承者はいろいろな手を尽くし、去年なんとか捕獲してもらえ方を見つけたところである。

小軸は筆の種類により差し込む毛の本数の違いがあることから太さがいろいろと異なっている。本根朱等の細筆の小軸には笹を用いる。この笹はシノブ竹で、春に延びてきたものを四月下旬に一度刈り込み、その後延びてきたものを冬一月頃刈ったもので、さらに一

年間陰干しして使う。こうした作業も滋賀県土山町で伝承者自身が行っている。

小軸の太いものは伊予産である。伊予の竹は適度の弾力があり筆先に適している。これは昭和五十年頃入手が一旦途絶えたおり、宇和島へ直接問い合わせ、それ以後は地元の組合から円滑に入手できるようになった。

ヨシは親軸よりやや細めのものを用いる。親軸に差し込むとその分だけ裂けるが、親軸に密着し自由に動かすことができる。これは毛先を保護するためのもので、いわばキャップに相当する。キャップとは違い取り外しの手間がかからないし、蒸れたりもしない。このヨシは、滋賀県近江八幡市の琵琶湖畔に生えたものである。二〜三月に刈り込み、しばらく乾燥させ四月になって屋内に収納しておく。

毛の選別に使用する毛抜き、櫛は真鍮製がよい。市販のものはステンレス製が多いが、これでは毛自体をいため、切ってしまうので、やはり昔ながらの真鍮製が柔らかくてよい。

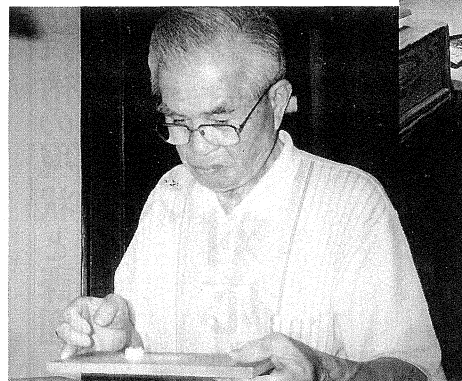
ただ現在、こうした真鍮製は生産されていないためいつまで使用できるかが問題という。

以上のように、素材のほとんどは伝承者の努力によりなんとか確保している状態である。後継者については、子息が技術を伝承してお

り問題はないものの、特に素材の面でクリネズミの入手が危機的であり緊急性が高い。蒔絵筆製作の生命線であるだけに、長期的に安定した入手システムを作る必要がある。それは、伝統工芸の存続にも直結する問題だからである。

京都という土地柄からか、各種の用具の修理や新調に関する照会が全国各地から寄せられる。社会構造の変化などから、伝統の手仕事に関する技術の伝承が各地で廃絶したり、またその危機に瀕しているからであろう。こうした技術の保存は当然のことながら需要と供給のバランスがとれてはじめて成り立つものである。その連関のくずれつつある今日、一見隆盛し華やかに見える伝統工芸の世界もその背後は非常に危ういものであり、それは憂慮すべき状況にあるのである。蒔絵筆製作といったひとつをとりあげても明らかなように、一府県のみならず近畿ブロックでも材料の入手をはじめとした取り組みには限界がある。全国レベルでの早急な対応が切望されている。

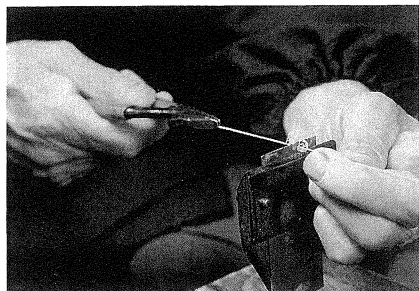
オドリコで穂先をそろえる  
村田九郎兵衛氏



う。穂先に使う猫毛は京都、大阪といった京阪神に生息する猫の毛がよい。鼠の毛は滋賀県彦根市の犬上川河口付近にすむ鼠を用いる。鼠は戦前は京都でも材料を入手できたが、ずいぶん前から彦根市で調達している。

猫は白猫の毛(玉毛)で、鼠はクリネズミを用いる。ともに材料屋から入手するが、玉毛

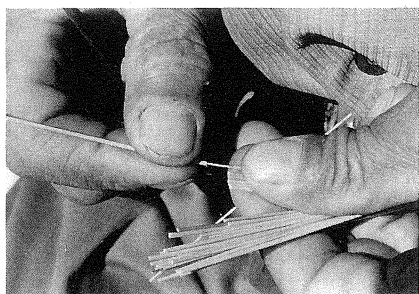
は毛を一つかみごとに握り固めた状態で、鼠はなめし皮の状態で購入する。高蒔絵に使用する根朱筆にはこのクリネズミを用いる。筆の用途により使用する部分も異なる。例えば、玉毛の背の部分は、黄軸鶴書や一丁掛、脇の部分は地塗り用とする。クリネズミの背の部分は赤軸本根朱、脇は赤軸先白根朱などと決まっている。このように、一枚の毛でも全部使えるわけではなく、首から背中、脇にかけての部分の毛しか使用できない。体の部分にしてこうであるから、どんな鼠の毛でも使えるわけではない。一番身近なところでは鼠はもろく使えない。クリネズミは昔は米蔵などに生息していたが、近年の生活様式の変化等から米蔵自体がなくなりこの鼠が身近になくなってしまう。また、鼠はいてもそれを捕獲する人がなくては材料にはならない。捕獲するにしても時期があり、毛の延びた冬毛がよい。こうした種類と期間の限られた仕事であるため、捕獲する人は鼠ばかり捕らえていても生計が立たないので、片手間仕事となり素材の確保はどうしても不安定な状態になってしまふ。長年村田氏のところで使用するクリネズミを捕獲していた方は高齢のため仕事をやめ、ついに近年入手し得なくなった。ここ数年は以前の在庫を使用するのみであったが、



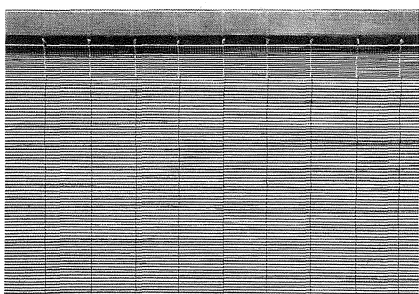
竹片の抜き作業



竹片子による簀簾編み作業



簀簾を細い竹片子でつく作業



簀簾

と遠いことではなく、保存会としても大きな期待を持って見守っているところである。

これらの用具作りの技術は九の分野に分けることができる。

○竹片子づくり

材料には淡竹（高知）と真竹（岐阜）が使われる。竹を小割して肉質部、表皮部を包丁で削り取り、薄い竹片とした後、突割器で角い片子を作り、片子抜き器を二〜三回通して丸い竹片子とする。竹片子の長さは最低四五センチは必要で太さも十八〜二十八本（二五ミリ幅）に片子が何本並ぶかで太さの表現をする」と紙の種類によって使い分けられる。竹片子作りの専門職人は無く、簀簾職人の内

五名が必要に応じ竹片子を製作している。

○簀簾片子づくり

ススキの穂軸から作られる簀簾片子を製作する職人は唯一人、高知県の村田金悦氏（八十歳）のみとなっている。やせ地の山土に生育する細身で曲がりのない丈夫なススキの穂軸を採取する。ススキの穂を握り締めで切断した後、極細の竹片子で継ぎ合わせ、一本（二五〇センチ）の簀簾片子とする。簀簾片子も竹片子と同様に片子の太さによって分けられ、十二〜十六本の八通りの種類の簀簾片子が作られる。簀簾片子の簀で作られる和紙は、宇陀紙、美瀬紙、清張紙など一部の特殊な和紙に使われている。前述したとおり、絹山氏が簀簾片子づく

りの後継者として昨年から研修を受けている。

○編糸づくり

竹片子、簀簾片子を編むのに使われる編糸は、生糸に撚りをかけて作られる。編糸作りの職人は唯一人、高知県の有光弘範氏のみである。氏は昭和五十四年に後継者として研修を受け、全国の簀簾職人の注文に応じている。編糸も片子の太さによって太糸、細糸を使い分けなければならない。種類として一匁二分五匁（四九メートル）の長さの編糸三本分の目方（種類）に分けられる。

○簀簾つくり

簀簾とつくりの職人は多く、手漉和紙主要産地には必ず数名の職人がいる。簀簾つ

## 手漉和紙用具製作

# 用具づくりと和紙づくりの接点を深めて

## 選定保存技術の現状と課題



高知県商工労働部  
紙業試験場専門研究員

宮崎謙一

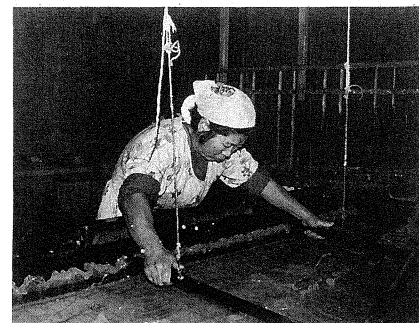
「手すき和紙の用具を作る私たちの仕事の価値はどのように認識されているのか。和紙に関する技術、技法を熟知し、それぞれの和紙に合った用具を作らなければならない。しかし今、和紙屋さんの縁の下で力持ちで終わっているような感じがする。心ある和紙屋さんから、あなたが製作してくれた用具でこんなすばらしい和紙ができたと思ってくれた時、和紙屋さんの気持ちがこちらにも伝わり、本当にうれしくほっとした一時を過ごすこともある。用具づくりと和紙づくりの接点をもっともつと深め、いっしょに和紙を作っている

という気持ちになることが必要ではないか」。

用具製作に携わるある若い後継者が、ぼそと心情を吐露したその姿は感銘深いものがあった。全国手漉和紙用具製作技術保存会が昭和五十一年五月国の選定保存技術保存団体に認定されては十八年になる。全国の手漉和紙業者が激減する中、手漉和紙の主産地を中心に三十二名もの用具製作技術者が各種の用具づくりに励んでいる。

同保存会が発足した昭和五十年には、手漉和紙を漉く業者は専業・副業合わせて七百戸ほどであった。その時の用具製作者は全国で

四十一名を数え、平均年齢も六十七歳という高齢であった。それが現在では、手漉業者は全国で三百五十戸でちょうど半減した状況であるのに対し、用具製作者は、保存会の後継者養成事業の効果もあって十三名もの後継者が育ち、会員の平均年齢は五十九歳と若返りをみせている。特に和紙産地である高知県において絹山嘉郎氏（三十七歳）が八年前から漉き、漉き簀の研修を受け、現在では簀片子づくりの研修中である。岐阜県では上口裕子さん（二十三歳）が漉き簀の研修を始め、静岡県では藤波裕士氏（三十歳）が漉き簀の研修を終え、現在漉き簀の研修を受けている。このような若い後継者が一人前になるのもそれほど



手漉和紙の抄紙風景

からむし(苧麻)生産・苧引き

選定保存技術の現状と課題

昭和村の新たな試み

一、はじめに

「からむし(苧麻)生産・苧引き」は、平成三年十一月十六日に国の選定保存技術として選定され、昭和村からむし生産技術保存協会がその保存団体として認定されました。

からむしは、麻の中の苧麻の一種で、その細く長い繊維が強靱であることや光沢に富むことなどから、高級な麻織物である上布などの材料として古くから重視され、国内各地で栽培されていましたが、現在では福島、沖縄両県がその主産地として知られています。

重要無形文化財「小千谷縮・越後上布」では、このからむしから精製された青苧(靱皮

繊維)を手績みした麻糸が昔から基本材料として用いられており、昭和村産の高品質の青苧は従来よりその製作にはかせないものになっています。

このからむしを生産している昭和村(福島県大沼郡)の面積は二〇九・三四平方キロメートル、世帯数七百四十六戸、人口二千二百人(男一千八十二人、女二千一百十八人(平成六年四月三十日現在))で、県から過疎地域と特別豪雪地帯の指定を受けている村です。

からむしを栽培している方々は百十二人(男五十五人、女五十七人)、栽培面積は一三六アールで個人が一〇アール、文化庁の国庫



福島県教育庁文化課  
専門文化財主査  
尾形秀重

尾形秀重



桁に使われる金具づくり作業



馬毛を材料とした刷毛づくり作業

くりの職人は、和紙の特性をはじめ産地の特徴や和紙職人のくせも熟知し、それに応じた簀桁を作ることが必要である。和紙の種類によって片子の太さ、編糸の太さ等を変え、一本一本の片子を順序良くていねいに編まなければならない。一枚の簀を仕上げるのに一週間程度かかり、根気の

いる仕事である。最近、若い上口さんが同保存会会長の古田要三氏に直接指導を受けながら研修を開始した。古田会長もこのことを非常に喜び、若い者が若い感覚で用具づくりの新しい世界を切り開くよう期待している。

漉き桁の材は、樹齢三百年以上の官材の檜が最適とされ、軽くて丈夫な桁が作られてきたが、和紙の需要構造の変化により民芸紙や厚紙が多くなり、簀桁の小型化が進み、昔のように材を厳選する職人が少なくなってきた。

○その他の用具

漉き桁に使われる取っ手金具、掛け金、束釘などは、腐食の恐れのない弾力性に富んだ

銅製の金具が良いが、産地により鉄製の金具を使用することもある。金具づくり職人は、高知と岐阜の二人である。

極薄紙例えは土佐典具貼紙などの抄紙に欠くことのできない絹紗は、山崎鶴亀さん(選定保存技術「手漉和紙用具(紗)製作」保持者)が故人になって以来、技術職人は途絶え、現在は機械織りの絹紗が一般的に使われている。模様紙を漉くのに必要な模様金型や透かし金型づくりの職人は福井県のみである。

和紙を乾燥する工程で使われる刷毛づくりの職人は岐阜県の助川氏と息子さんの二人となっている。

以上のように用具づくりの工程は複雑多岐に分かれ、それぞれの専門職人が存在していたが、最近では、簀編み職人がその材料である編糸や竹片子、萱片子を作ったり、桁職人が金具を作ったりしなければならぬ状況となっている。韓国、台湾、中国には手漉和紙はまだ多く存在し、用具も盛んに作られていると聞く。海外の用具を輸入し、安く販売してはという話も耳にする。日本の伝統ある和紙をささえる製紙原料、製紙用具がある限り安易にそんな話に乗らないよう、和紙業界は留意していただきたい。

日本の伝統が足元から崩れてくるから。

補助事業による直営が二六アールあります。

二、からむしの生産から苧引きまで

ここで、国選定保存技術の一端を紹介いたします。「からむし生産・苧引き」には、概ね次の五つの工程があります。

(1)からむし焼き

からむしは、植えてから三年目のものを収穫しますが、五月二十一日の小満の日を目安として、からむし焼き(写真1)を行います。根に刺激を与え、発芽を揃えたり害虫やそれら卵の駆除、焼いた灰を肥料とするためです。

新芽が約一〇〜一五センチメートルの草丈となっているからむしの(写真2)上にコガヤまたはカヤを敷き、一般には晴れの日の夕方風下から火を点けます。火を追いかけるように放水し(写真3)、消火を確認します。

(2)施肥

畑を焼き終えた翌日(または当日)に施肥(写真4)をします。昔は人糞尿を用いましたが、現在は油粕、鶏糞、菜種粕等を施します。化学肥料は、からむしの繊維がからんで裂けなくなるので使用していません。施肥後、畑にワラをかけますが、あまり厚くかけるとからむしの茎が曲がってしまいますので、慎重



写真8



写真7

ます。これは剣ぐ時に幹から皮がよく離れるようにするためです。

一晚浸してからからむし剣ぎ（皮剣ぎ）の作業（写真9）を行います。剣ぎ終わったからむしは、すぐに水に浸され（写真10）ます。

（5）芋引き（からむし引き）

水から引き上げたからむしの大水を切つて、かなこ（芋引き具）で引き（写真11）ます。引き終わったからむし（青芋）は陰干し（写真12）されます。これら（1）（5）までの作業工程が国の選定保存技術として選定されたものです。

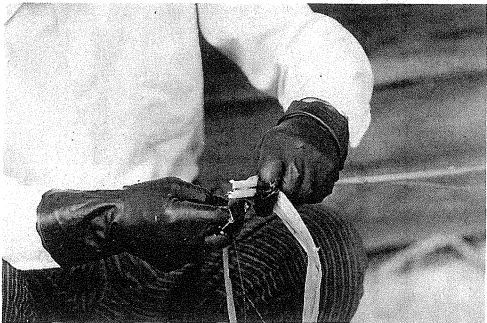


写真9



写真10

三、昭和村の新たな試み

「昭和村からむし織」は、福島県指定重要無形文化財に指定されています。昭和村では、原麻を新潟県へ安定的供給する一方、販路拡大の一環として、余剰の原麻でからむし織を織り、小物（財布・ネクタイ・ワイシャツ・夏物衣類等）を製作して販売をしています。

しかし、からむしを織る担い手が不足しているため、昭和村では起死回生策として新年度予算で一千二百万円の事業費を確保、今年の三月、全国的に織姫を募集しました。

六十四名の応募があり、五月二十三日十名

が選考されました。二十〜三十四歳までの年齢で福島二人、東京四人、埼玉一人、神奈川二人、群馬一人、職業もさまざまで航空会社やデパートの社員、教師や広告会社勤務経験者などです。

織姫は、住民票を移動し、月々五万円の奨励費と民泊と研修資料代の補助を受けて一年間民家に滞在し、栽培、芋積み、織りの研修をやっていたことになっています。

また、今年の五月二十一・二十二の二日間初めて東京の銀座でからむし織の展示即売会を実施しました。成果を大いに期待している

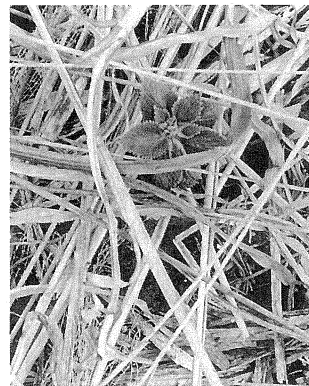


写真2

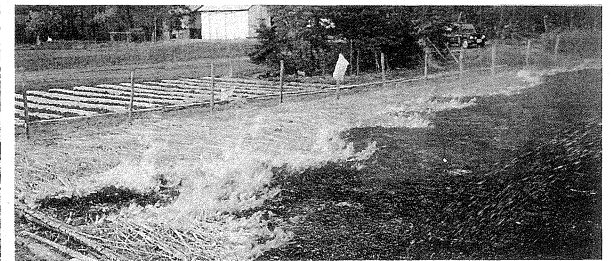


写真1

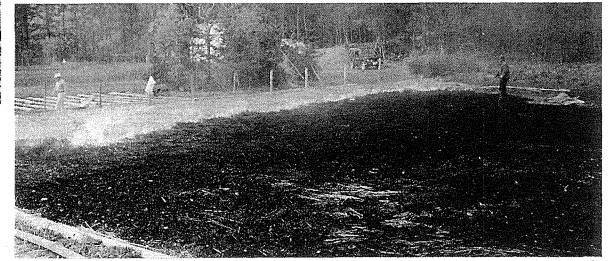


写真3

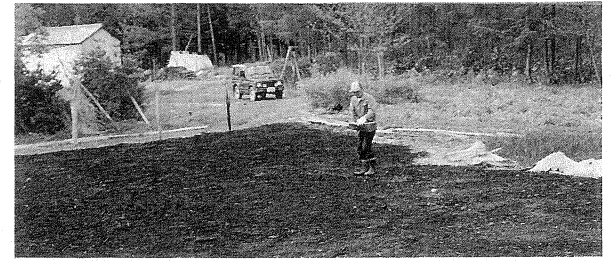


写真4

に行きます。その後、風除けのための垣根をカヤで作ります。

### （3）収穫（からむし取り）

暦の上で土用の七月十八日頃に刈り取ります。生育したからむしは一八〇センチメートル程の背丈になり、二〜四本まとめて（二本ずつ刈り取る方もいます。根から三〇センチメートルぐらいのところを斜めに刈り取り（写真5）、からむしの先端から下方に向かって



写真5

て葉を落とし（写真6）ます。

葉の付いた先端を切り取り、下方から三尺八寸（写真7）の所を切ります。この長さは女性が芋引きをする時に丁度よい長さとなるからだ、と言われています。



写真6

### （4）からむし剣ぎ

収穫したからむしは、水に浸され（写真8）

## 琉球藍製造

### 選定保存技術の現状と課題

# 後継者育成が 大きな課題



沖縄県教育庁文化課  
主任専門員

大城 學

一 リュウキュウアイ（琉球藍）は、キツネノマゴ科に属する草本類で、本土のタデアイ蓼藍とは別種で、沖縄の染織にとって欠くことのできない染料の原料である。藍の製法は、刈り取った藍葉を新鮮なうちに水に浸し、三日間ほど醗酵させる。十分に醗酵した後、藍葉と水を分離し、色素を含んだ藍液に生石灰を加えて攪拌し、沈澱物を得て藍を生成する方法である。いわゆる、泥藍である。

琉球藍の製造は年二回行われる。第一回目は五月下旬から六月上旬にかけて刈り入れ製

造され、夏藍と称している。第二回目は十月下旬から十一月月上旬にかけて刈り入れ製造されるもので、冬藍と称している。

『琉球国旧記』（一七三二年）の「染布工」の項には、一六二二年（薩摩の琉球侵入の三年後）のこととして、薩州人の酒匂四郎右衛門景陳が琉球に定住し、はじめて染織の方法を教えたという記事があり、その頃すでに琉球藍を染料として使用していたという見方がある。薩摩の琉球侵入後、琉球は薩摩に貢納布を義務づけられることになり、上納される芭蕉布や上布、紅型などに使用される琉球藍

は、貴重な染料として王府より栽培法の指導もなされている。宮古の紺屋、八重山の藍遣人などの役職は、宮古上布や八重山上布に使用される藍を専門に扱う重要な役であった。廃藩置県以後の沖縄の染織は、王府の手を離れたことや化学染料が普及したことなどで衰退の一途をたどることになる。そのために琉球藍の需要も減り、藍の栽培地域が沖縄本島北部の名護・本部・今帰仁などに限られてきた。ちなみに明治十六年の藍生産高をみると、これら本島北部地域で全生産量の約七〇％を占めており、琉球藍栽培が本島北部を中心に行われていることがわかる。

二 リュウキュウアイは日陰を好み、水はけのいい傾斜地に、ミカンの木といっしょによく栽培されている。その点で本部町伊豆味地区は傾斜地や起伏があつて、リュウキュウアイの栽培に適した地形を有している。

また、伊豆味地区はミカン栽培も盛んに行われていて、伝統的にミカンの木の下でリュウキュウアイを栽培してきた。ミカンの木が適度の日陰を与えるという好条件を提供しているのである。

伊豆味地区では、戦前まで各家庭でリュウキュウアイの栽培を行っており、藍製造軒数



写真12

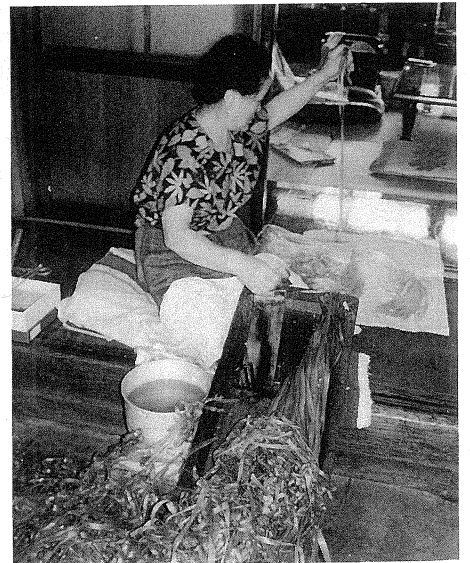


写真11

ところであり、十名の方々が昭和村へ定住していただければ、と願うものです。

#### 四、今後の課題

からむし生産・芋引きだけでは生活が難しい状態にあり、これを解決しないかぎり技術は失われていくのではないかと危惧しておりますが、幸いにも昭和村では前述したとおり新規の事業を試み、さらに国の選定保存技術に選定されたことで、栽培者はそれを誇りとして生産活動をしております。

昭和村からむし生産技術保存協会長の五十嵐初喜さんをはじめとする会員の方々は、品質の向上を目指しての肥料研究や、からむしによる新しい製品の可能性を見いだそうと努力しているところです。

ところで、生産した上質のからむしは新潟県へ供給しており、今後とも安定した供給が望まれているところです。しかし、生産過剰となった場合、またはその逆の場合はどうな

のか、また、現状より多くの買い付けがなされないものか、という問題が昭和村からむし生産技術保存協会には残されています。

他方、越後上布・小千谷縮布技術保存協会からは、価格や等級が一方的に決められている等の問題提起があります。

これらに関して、両保存協会の連絡協議会が平成三年度から発足し、年に一度、それぞれの地元で交互に連絡協議会を開催し、文化庁のご指導を仰ぎながらそれら問題の解決にあたっているのは大変心強いことであり、今後とも継続していただきたいものだ、と考えております。

#### 五、おわりに

私は、からむし担当になって四年目を迎えます。六百年余の伝統がある昭和村のからむし生産をいかに存続していただくか、昭和村や新潟県を訪れるたびに、深く考えさせられています。

生活様式の変化に伴い伝統的な文化や技術が失われつつある中、我々の心のふるさととしての文化財を、今、見直されているとは思いますが、選定保存技術の保存と伝承のためより手厚い保護政策を考えなくてはならない時期にあるのではないかと、思います。

# 選定保存技術保持者・保存団体一覧

## (1)保持者 (29件32人)

(有形文化財等関係) (16件17人)

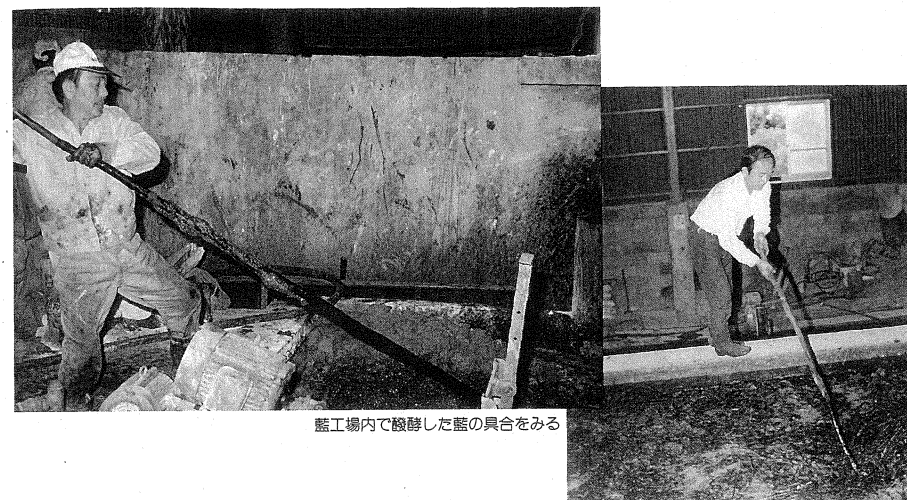
| 名 称            | 氏 名 (雅号等)   |
|----------------|-------------|
| 上代飾金具製作修理      | 金江宗太郎(金江宗観) |
| 漆工品修理          | 北村 謙一       |
| 表具用手漉和紙(補修紙)製作 | 井上 稔夫       |
| 表具用手漉和紙(宇陀紙)製作 | 福西 弘行       |
| 表具用手漉和紙(美栖紙)製作 | 上窪 正一       |
| 唐 紙 製 作        | 千田 長次郎      |
| 表具用古代裂(金襴等)製作  | 広瀬 敏雄       |
| 美術工芸品保存桐箱製作    | 前田 友一(前田友斎) |
|                | 上田 淑宏       |
| 建 造 物 木 工      | 西岡 常一       |
| 建 造 物 彩 色      | 吉原 昭夫(吉原北幸) |
| 屋根瓦葺(本瓦葺)      | 山本 清一       |
| 檜皮葺・柿葺         | 村上 榮一       |
| 屋根瓦製作(鬼師)      | 小林 章男       |
| 規矩術(古式規矩)      | 岡田 英男       |
| 規矩術(近世規矩)      | 持田 武夫       |
| 建造物模型製作        | 和田 安弘       |

(無形文化財等関係) (13件15人)

| 名 称          | 氏 名 (雅号等)   |
|--------------|-------------|
| 雅楽管楽器製作修理    | 山田仙太郎(山田仙仙) |
|              | 福田 泰彦       |
| 能楽面製作修理      | 長沢金次郎(長沢氏春) |
| 能楽大鼓(革)製作    | 木村 幸彦       |
| 能管製作修理       | 林 豊寿        |
| 文楽人形(首)製作修理  | 大江武雄(大江巳之助) |
| 三味線(太榊)棹製作修理 | 天野 祐里       |
| 邦 楽 器 糸 製 作  | 小篠 洋之       |
| 組踊道具製作       | 島袋 光史       |
| 蒔 絵 筆 製 作    | 村田 九郎兵衛     |
| 研 炭 製 造      | 東 浅太郎       |
| 漆漉紙(吉野紙)製作   | 昆布 一夫       |
| 琉球藍製造        | 伊野波 盛正      |
| 玉鋼製造(たたら吹き)  | 阿部 由蔵       |
|              | 木原 明        |

## (2)保存団体 (14件15団体 実団体数13団体)

| 名 称               | 保 存 団 体 の 名 称       |
|-------------------|---------------------|
| 木 造 彫 刻 修 理       | 財団法人 美術院            |
| 建 造 物 修 理         | 財団法人 文化財建造物保存技術協会   |
| 建 造 物 木 工         | 財団法人 文化財建造物保存技術協会   |
| 建 造 物 彩 色         | 財団法人 日光社寺文化財保存会     |
| 檜 皮 葺 ・ 柿 葺       | 社団法人 全国社寺等屋根工事技術保存会 |
| 茅 葺               | 社団法人 全国社寺等屋根工事技術保存会 |
| 邦 楽 器 原 糸 製 造     | 木之本町邦楽器原糸製造保存会      |
|                   | 浅井町邦楽器原糸製造保存会       |
| 日 本 産 漆 生 産 ・ 精 製 | 日本文化財漆協会            |
| 手 漉 和 紙 用 具 製 作   | 全国手漉和紙用具製作技術保存会     |
| 阿 波 藍 製 造         | 阿波藍製造技術保存会          |
| 植物染料(紅・紫根)生産・製造   | 財団法人 日本民族工芸技術保存協会   |
| からむし(苧麻)生産・苧引き    | 昭和村からむし生産技術保存協会     |
| 浮世絵木版画技術          | 浮世絵木版画彫摺技術保存協会      |
| 玉 鋼 製 造           | 財団法人 日本美術刀剣保存協会     |



藍工場内で酸酵した藍の具合をみる

は百軒ほどあつて、自家用と販売用が製造されていた。戦後まもなくは二十軒ほどが携わっていたが、次第に減少していき、三十年ほど前には数軒になり、現在では伊野波盛正氏(昭和二年生まれ)一人になつてしまった。「琉球藍製造」は、昭和五十二年五月十一日選定保存技術に選定され、保持者に伊野波盛正氏が認定された。

伊野波家はおよそ百年前に首里から伊豆味に移住し、琉球藍製造に従事してきたといわれ、盛正氏は四代目となる。盛正氏は幼少のころから父親の手伝いをし、戦後はもっぱら藍製造に専念するようになる。そのころは父親の堅正氏、弟二人といっしょに藍製造に従事していた。盛正氏は三十歳の時に独立し、現在にいたっている。

盛正氏は現在、ほぼ沖縄全域の染織に使用する藍を供給している。かなり大量に製造しなければならず、設備を改善(大型の浸漬槽と生成槽を駆使)し、あわせてクレーンや攪拌スクリーなどの電動機械を導入

することによって生産量をあげている。

三

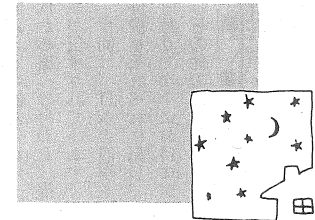
以上、琉球藍製造の歴史と現状を概観した。なお、技術伝承上の問題点としては、次のことをあげることができる。

①藍の植え付けの場合、有機肥料の調査と苗の見分け方がだいじである。むかしは「土よりは肥料を入れる」といわれ、自家製の肥料をつくって使用した。リュウキユウアイは有機肥料を好み、鶏糞と牛糞を多量に入れている。

②藍葉の酸酵加減と石灰加減は、藍製造者が体で覚えなければならず、これを習得することがよい藍をつくるポイントとなる。これは勘に頼るところが大きい。

③琉球藍製造者が伊野波盛正氏一人となつた今日、その後継者育成が大きな課題である。これまで何人か藍製造に従事したが、この仕事がかきわめて重労働であることから長続きしないというのが実情である。沖縄の染織の染料として重要な位置を占める琉球藍は、今後も需給バランスを保たなければならず、後継者育成は大きな課題である。

13日・全史協・史跡保全議員連盟懇親会（自民党本部）  
15日・文化財保護審議会（文化庁）



# 文化庁月報 7月号 (通巻310号)

平成6年7月25日印刷・発行

## 編集—文化庁

〒100 東京都千代田区霞が関3-2-2

## 発行—株式会社ぎょうせい

本社 〒104 東京都中央区銀座7-4-12

電話03(3571)2126

営業所 〒162 東京都新宿区西五軒町4-2

電話03(3268)2141 (代表)

振替口座 00190-0-161

印刷所—㈱行政学会印刷所

定価530円（本体515円）送料78円

年間購読料6360円

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

## 広告の問い合わせ・申し込み先

㈱ぎょうせい営業第一課宣伝係  
電話03(3269)4145 (ダイヤルイン)

©1994 Printed in Japan  
ISSN 0916-9849

いよいよ夏本番！ 海へ、山へと遊びに行くのも結構ですが、たまには各地域の埋もれた文化財を訪ねて、史跡散策などをするのもオツなものです。古城址の苔むした石垣に行んで、兵どもが夢の跡を偲べば、しばし暑さも忘れるのでは？

さて、文化財保護法に基づく、いわゆる「人間国宝」の指定制度は有名ですが、文化財保存技術の保存・伝承を図るための選定・認定制度があることはあまりよく知られていません。しかし、わが国の有形・無形の文化財の保存には、修理・製作の伝統的な技術が不可欠であり、こうした制度は非常に貴重なものであると言えます。そもそも、我が国の文化財保護法のように、無形文化財や保存技術等に対しても保護制度が完備されている国は、世界中を見回してみても、そうそうありません。今月号の特集は、外国の方々にもぜひ読んでいただきたい中身となっております。「文化庁月報」の英語版でも発行されれば嬉しいのですが、それは現段階では夢のまた夢……

(栗)